

# 法人税の解釈に関する提言

一般社団法人 日本観光・IR 事業研究機構

## 重点事項

日本の経済社会の活力向上・持続的発展と内外の観光客の来訪・滞在の促進を目的として制定された IR 整備法（特定複合観光施設区域整備法）に基づく IR(統合型リゾート) について、投資・整備を行う事業者が出てこないという事態にならないようにするため、以下のことが必要であると考えます。

IR 整備法に基づくカジノ事業者等が提供する「カジノ行為関連景品類」にかかる費用は、法人税の計算上、損金として扱っていただくこと

(理由)

- (1) IR の大規模な投資の資金と GGR (「カジノ行為粗収益」) に対する納付金を生み出すため、顧客のカジノ行為への誘因は不可欠です。

このため、カジノ行為関連景品類と同様のいわゆるコンプについて、IR 整備法のモデルである米国、シンガポール等でも、法人税の課税所得の計

算上、損金算入が認められています。

- (2) 日本は、大都市の IR の投資規模が約 1 兆円前後にもなると予想され、GGR に対する納付金率も 30% という高率であることから、米国、シンガポールにもまして、カジノ行為関連景品類の提供についての損金算入の必要性が高いです。

日本での IR 事業への参画を検討している内外の事業者も、諸外国と同様に損金算入を認めてもらえることを事業計画検討の前提にしております。

<註 1>

対象は、IR 整備法第 2 条第 13 項に定義するカジノ行為関連景品類

「この法律において「カジノ行為関連景品類」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 顧客をカジノ行為に誘引するための手段として、カジノ事業者がカジノ行為に付随して相手方に提供する物品、金銭、役務その他の経済上の利益
- 二 顧客をカジノ行為に誘引するための手段として、カジノ事業者その他の事業者が商品の販売、役務の提供その他の取引に付随して相手方に提供する金銭、役務その他の経済上の利益であって、・・・チップと交換することができるもの・・・

<註2> カジノ行為関連景品類の例（無料、割引の両方がある。）

1 物品

ギフト

2 金銭

キャッシュバック、リベート

3 役務

交通手段の利用、ホテルの宿泊、飲食、ショーなどのイベントの鑑賞

4 その他の経済上の利益

フリープレイ、ラウンジ等の使用

以上のものに交換できるポイント、クーポン、クレジット等